

2025年3月14日

各 位

会 社 名 太洋基礎工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加藤 行正  
(東証スタンダード市場、コード1758)  
問合せ先 執行役員管理本部長 庄田 政義  
(TEL 052-362-6351)

## 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本退職慰労金制度及び本制度に関する議案を2025年4月23日開催予定の第58期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役を対象とした役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。それに伴い、在任中の取締役について、同制度廃止の時までの在任期間を対象に、一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金の打切り支給を行うこととし、本株主総会においてご承認を得た上で、各取締役の退任時に支給いたします。

なお、当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

#### 2. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2024年4月23日開催の第57期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額は年額150百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除きます。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠で、本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除きます。）とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は年3万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

以 上